



コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成14年11月1日

管第1861号
平成14年11月1日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥取港湾事務所長

} 様

県土整備部長

コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比について（通知）

コンクリート構造物（港湾構造物を含む）の耐久性を向上させるため、下記のとおり実施することとしたので、平成14年11月20日以降起工決裁の工事から適用してください。

記

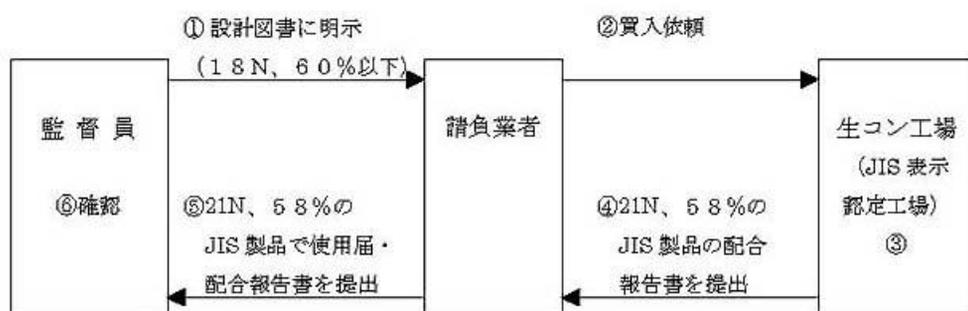
- 1 コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55パーセント以下、無筋コンクリートについては60パーセント以下とする。
- 2 水セメント比については、上限を特記仕様書に明示し、請負業者が提出する配合報告書により確認すること。
なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能(AE)減水剤の使用等を検討すること。
- 3 レディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則としてJIS A 5308に適合するものから呼び強度と水セメント比の両方を満足するものを選定すること。
なお、請負業者から呼び強度が上位の製品で使用届が提出された場合は、配合設計を確認し仕様書を満足していれば、その呼び強度で使用する。

【参考資料】

11月20日以降起工決裁設計書のコンクリート単価は、呼び強度と水セメント比を満足する単価である。

生コンクリートの水セメント比を規定した場合、鳥取県内の生コン工場では、規定の水セメント比を満足するために、求める呼び強度より上位の呼び強度の製品とする場合がある。請負業者から呼び強度が上位の製品で使用届が提出された場合は、配合設計を確認し仕様書を満足していれば、その呼び強度の製品を使用する。

(参考例)



③この工場では18N64%
21N58%
で管理している。
よって指定事項を満足するため
に21Nの生コンを選定する。